

遅延理由書

年 月 日に特定毒物研究を廃止いたしましたが、毒物及び劇物取締法第10条第2項の規定により、30日以内に届け出なければならないところ、 の
為、今日まで遅延いたしました。

今後注意いたしますので、よろしくお願い致します。

年 月 日

〒

住所

氏名

千葉市保健所長 殿